

静岡県立大学図書館情報委員会規程

昭和62年 6月19日

(評 議 会 決 定)

改正 昭和63年11月25日

平成 3年 7月19日

平成 8年 3月15日

平成 8年11月22日

平成13年 3月16日

(趣 旨)

1条 この規程は、静岡県立大学附属図書館規則第4条第2項に基づき、静岡県立大学図書館情報委員会(以下「委員会」という。)の組織その他必要な事項を定めるものとする。

(所 掌 事 項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 附属図書館の運営に関する事。
- (2) 附属図書館の諸規程の制定改廃に関する事。
- (3) 情報システムの導入計画に関する事。
- (4) 情報機器の導入計画に関する事。
- (5) 情報機器の管理運営に関する事。
- (6) 前5号に掲げるもののほか、附属図書館の運営及び情報システムの整備についての学長からの諮問に関する事。
- (7) その他附属図書館の運営及び情報システムに関する事。

(組 織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 附属図書館長
- (2) 各学部ごとに、教授、助教授又は専任講師のうちから選出された者1名
- (3) 各研究科ごとに、教授、助教授又は専任講師のうちから選出された者1名
- (4) 環境科学研究科の教授、助教授又は専任講師のうちから選出された者1名
- (5) 短期大学の教授、助教授又は専任講師のうちから選出された者1名
- (6) 事務局長が指名する事務局職員2名
- (7) その他学長が指名する者

追加〔平成3年7月〕、一部改正〔平成8年3月・平成8年11月・平成13年3月〕

(委 員 の 任 期)

第4条 前条第2号から第7号までの委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

一部改正〔平成3年7月・平成8年3月、平成8年11月、平成13年3月〕

(委 員 長)

第5条 委員会に委員長を置き、附属図書館長をもってこれに充てる。

2 委員長は、会務を総理する。

3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。ただし、委員の3分の1以上の者から3分の1以上の者から請求があったときは、委員長は委員会を招集しなければならない。

2 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(専門部会)

第7条 委員会は、専門の事項を調査・審議するため必要があるときは、部会を設けることができる。

2 専門部会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(評議会への報告)

第8条 委員長は、毎年度、委員会の審議状況について、報告書を作成し、3月31日までに評議会に提出しなければならない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、附属図書館及び事務局企画・情報スタッフにおいて処理する。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、昭和62年6月19日から施行する。

附 則

この規程は、昭和63年11月25日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成3年7月19日から施行する。

2 改正後の第2条第4号により、最初に選任される委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成4年3月31日までとする。

附 則

この規定は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

1 この規定は、平成13年4月1日から施行する。

2 静岡県立大学情報システム委員会規定(昭和63年5月27日評議会決定)は、廃止する。